

第33回社会保障審議会 児童部会 平成22年2月17日	資料2
-----------------------------------	-----

最近の児童行政の動向について

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局

目次

○ 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の検討の状況	1
○ 子ども・子育てビジョン	16
○ 平成21年度雇用均等・児童家庭局第2次補正予算	57
○ 平成22年度雇用均等・児童家庭局予算案	59
○ 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案	67
○ 児童扶養手当法の一部を改正する法律案	80

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

～平成21年12月8日 閣議決定～

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ)イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ)幼保一体化の推進

- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

「新成長戦略(基本方針)」について(抄)

～平成21年12月30日 閣議決定～

～子どもの笑顔のあふれる国・日本～

【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

(子どもは成長の源泉)

我々は周りの人々の笑顔を我が歓びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることができ、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならぬ。

(人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

70年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050年の人口は9,500万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようとする。

「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成 22 年 1 月 29 日

少子化社会対策会議決定

1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」（以下、「会議」という。）を開催する。

2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

（共同議長） 内閣府特命担当大臣（行政刷新）・国家戦略担当大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

（構成員） 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣

その他、必要に応じて議長が指名する者

3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

4 スケジュール

平成 22 年 6 月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて
標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1)中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
 - (2)所得制限は設けない。
 - (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4)(3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5)公務員については、所属庁から支給する。
 - (6)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の增收分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う增收分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

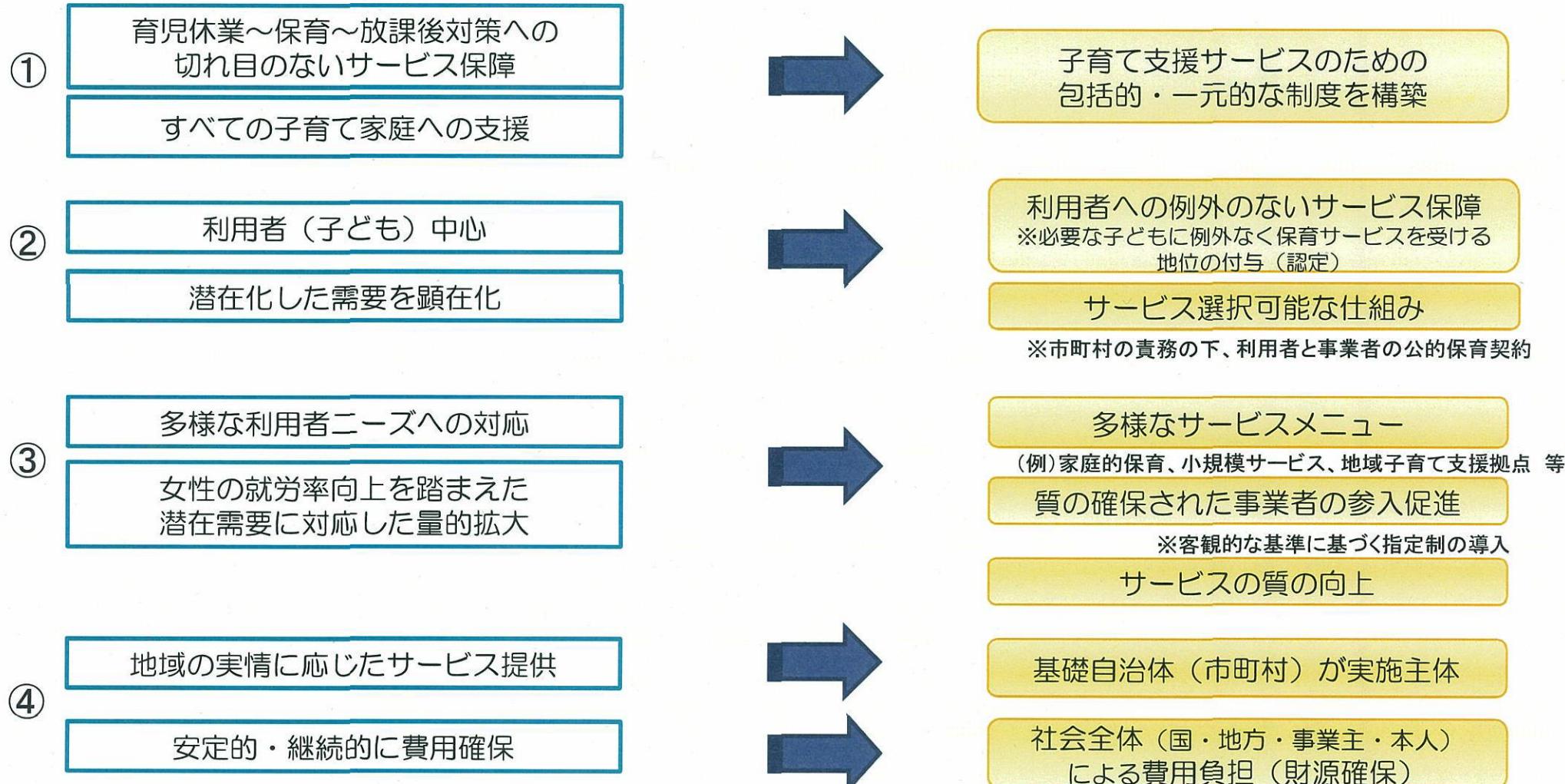
平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

事務局整理

- 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要。



ポイント①

育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

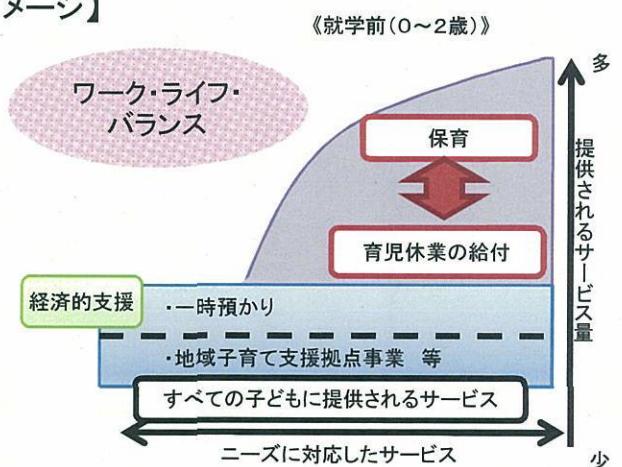
すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、
 - ① 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
 - ② 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。
- 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度の構築が必要。
例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。
- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
 - ・ 保育サービスの質的・量的拡充
 - ・ 放課後児童クラブの質的・量的拡充
 - ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み
- 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。

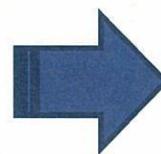
【イメージ】



ポイント②(保育サービス)

利用者（子ども）中心

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障

※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける地位の付与（認定）

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

○ 市町村の実施責務を法制度上明示

- ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務

○ 例外のない保育サービス保障（潜在需要を顕在化）

- 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与（「保育に欠ける」という仕組みの見直し）。
- 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。

○ 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定

※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。

- 必要量は、3歳未満の子どもには週当たり2～3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
- 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。

○ 利用者と保育所が公的保育契約（サービス選択可能な仕組み）

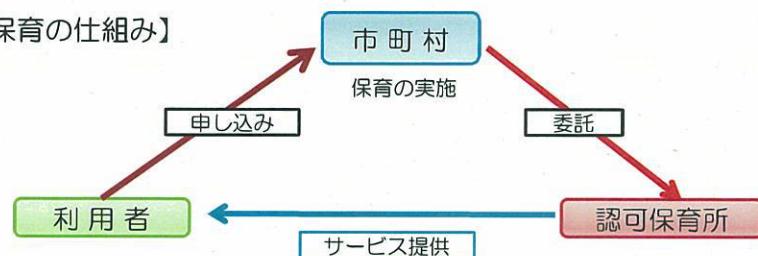
※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働く仕組みへ。

- 利用者（子ども）中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
- 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。

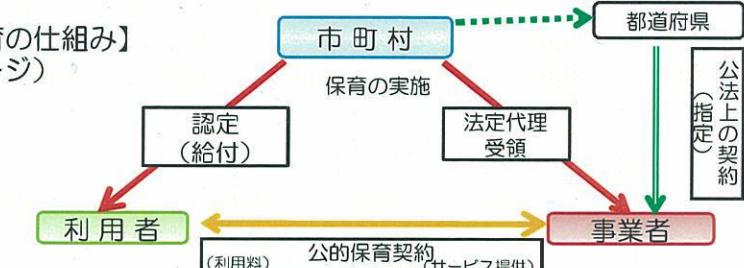
○ 利用者に対し利用したサービスを費用保障（給付） + 保育所等による法定代理受領

- 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定（公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮）。
- 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。

【現行の保育の仕組み】



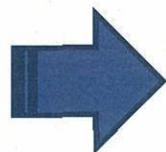
【新たな保育の仕組み】 (イメージ)



ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた
潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点 等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

○ 多様な保育サービス類型の導入

- すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入（別紙1参照）。
例) 家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

○ 児童人口減少地域における対応

- 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

○ 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準（通常保育については最低基準）に基づく指定制を導入。
- 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働く仕組みの改革。
- 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

○ 質の確保された事業者の参入促進

- 施設整備費については、運営費に相当額（減価償却費相当）の上乗せを検討（当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持）。
- 認可外保育施設の最低基準到達支援
- 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。
- 運営費の使途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法人種別ごとの会計処理を検討。

○ サービスの質の向上

- 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の待遇改善を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

ポイント③(続き)

○ 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための待遇改善が必要。
- ・ 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための待遇改善等を検討。

〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

○ 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大

- ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
- ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

○ 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

○ 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

- ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
- ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

ポイント④

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保



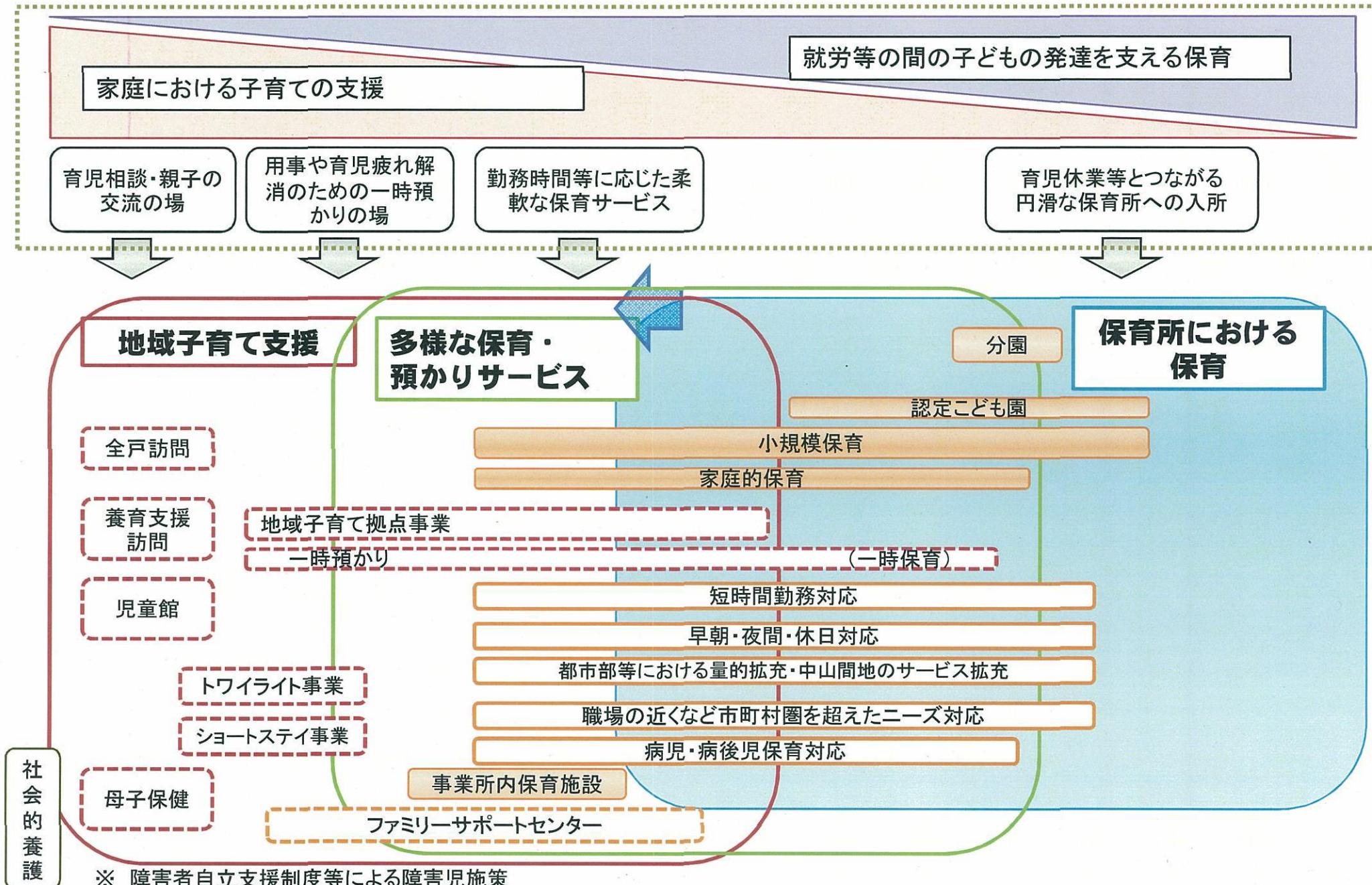
基礎自治体（市町村）が実施主体

社会全体（国・地方・事業主・本人）による
費用負担（財源確保）

- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体(市町村)が制度の実施主体。
 - 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
 - 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。
 - 社会全体(国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点につき、引き続き議論。
 - ・ 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等
- ※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が運営に参画し、資金を給付（別紙5参照）。

多様な子育て支援のニーズに対応したサービス

【別紙1】



現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

【別紙2】
(平成19年度予算ベース)

現行の児童・家族 関係社会支出

4.3兆円
(利用者負担分を除く)



制度区分・給付サービス名・給付額	費用負担	
育児休業給付 1,800億円		【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額 の55%(暫定措置)
保育所 9,900億円 (含病児・病後児)		公立 【市10/10】 私立 【国1/2、県1/4、市1/4】
児童手当 1兆500億円		被用者(3歳未満) 【国・県・市各1/10、 事業主7/10】 被用者(3歳以上) 【国・県・市 各1/3】 公務員 【所属庁10/10】 非被用者(自営等) 【国・県・市 各1/3】
児童育成事業 (放課後児童クラブ・一時預かり・地域子育て支援拠点等) 600億円		【事業主1/3、県1/3、市1/3】
次世代育成支援対策交付金(延長保育・ 全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業 等) 700億円		【国1/2、市1/2】
児童入所施設など(児童養護施設、児童自立支 援施設、里親など) 1,500億円		【国1/2、県1/2】

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記

平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値) **4兆3,400億円**

国 1兆1,400億円 (26%)	地方公共団体 2兆3,400億円 (54%)	事業主 (保険料、拠出金) 5,200億円 (12%)	被保険者本人 (保険料) 3,300億円 (8%)
--------------------------------	-------------------------------------	---	---

現行の児童・家族関係社会支出

4.3兆円

(うち児童手当 1兆円)

※H19年ベース

「子ども・子育てビジョン」による試算

(主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コスト)

追加所要額：
0.7～1.9兆円

※H26年～H29年

(参考)

施設整備費 0.1兆円

※ 上記に含まれていない検討課題

- ・施設整備補助の在り方
- ・サービスの質の改善(職員配置、職員の待遇、専門性の確保等)

【育児休業給付】+約1500億円～約4000億円

【保育サービス】
+約3000億円～+約1兆2200億円

【病児・病後児保育、休日、延長等】
+約200億円～約300億円

【放課後児童クラブ】
+約300億円～約500億円

【一時預かり】
+約800億円～約1100億円

【妊婦健診】
+約700億円

【地域子育て支援拠点】
+約200億円

【社会的養護】
+約200億円

子ども手当
5.3兆円

追加所要額
4.3兆円

計 約9.3兆円

～10.5兆円

フランスの家族関係支出(2003)の日本の人口規模への換算

【別紙4】

・フランスの家族関係社会支出を機械的に日本の人口に当てはめて算出したもの。

・()内の円表示の金額は、為替レートの変動を受けることに留意が必要。

※ 為替レートは、1ユーロ=149円 (平成19年1~6月の裁定外国為替相場)

	フランス(2003)			日本の人口規模に換算(2005)		(参考) 日本の家族関係 社会支出(2003)
	家族関係 社会支出 ①	支出の対象となる 年齢階級人口 ②	1人当たり家族関 係社会支出 ③=①÷②	支出の対象となる 年齢階級人口 ④	家族関係 社会支出 ③×④	
家族手当 (Family Allowance)	17,569百万ユーロ (2兆6,178億円)	20歳未満 1,566万人 [25.4%]	1,122ユーロ (16.7万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(4.0兆円程度)	9,242億円  《H19予算》 1.6兆円程度
出産・育児休業 (Maternity and parental leave)	5,382百万ユーロ (8,019億円)	3歳未満 239万人 [3.9%]	2,250ユーロ (33.5万円)	3歳未満 328万人 [2.6%]	(1.1兆円程度)	5,755億円
保育・就学前教育 (Day care / home-help services)	18,782百万ユーロ (2兆7,985億円)	6歳未満 467万人 [7.6%]	4,022ユーロ (59.9万円)	6歳未満 679万人 [5.3%]	(4.1兆円程度)	1兆6,276億円
その他	6,131百万ユーロ (9,135億円)	20歳未満 1,566万人[25.4%]	391ユーロ (5.8万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(1.4兆円程度)	5,576億円
家族関係社会支出計 《対GDP比》	47,864百万ユーロ (7兆1,317億円) 《3.02%》	—	—	—	(10.6兆円程度)	3兆6,849億円 《0.75%》

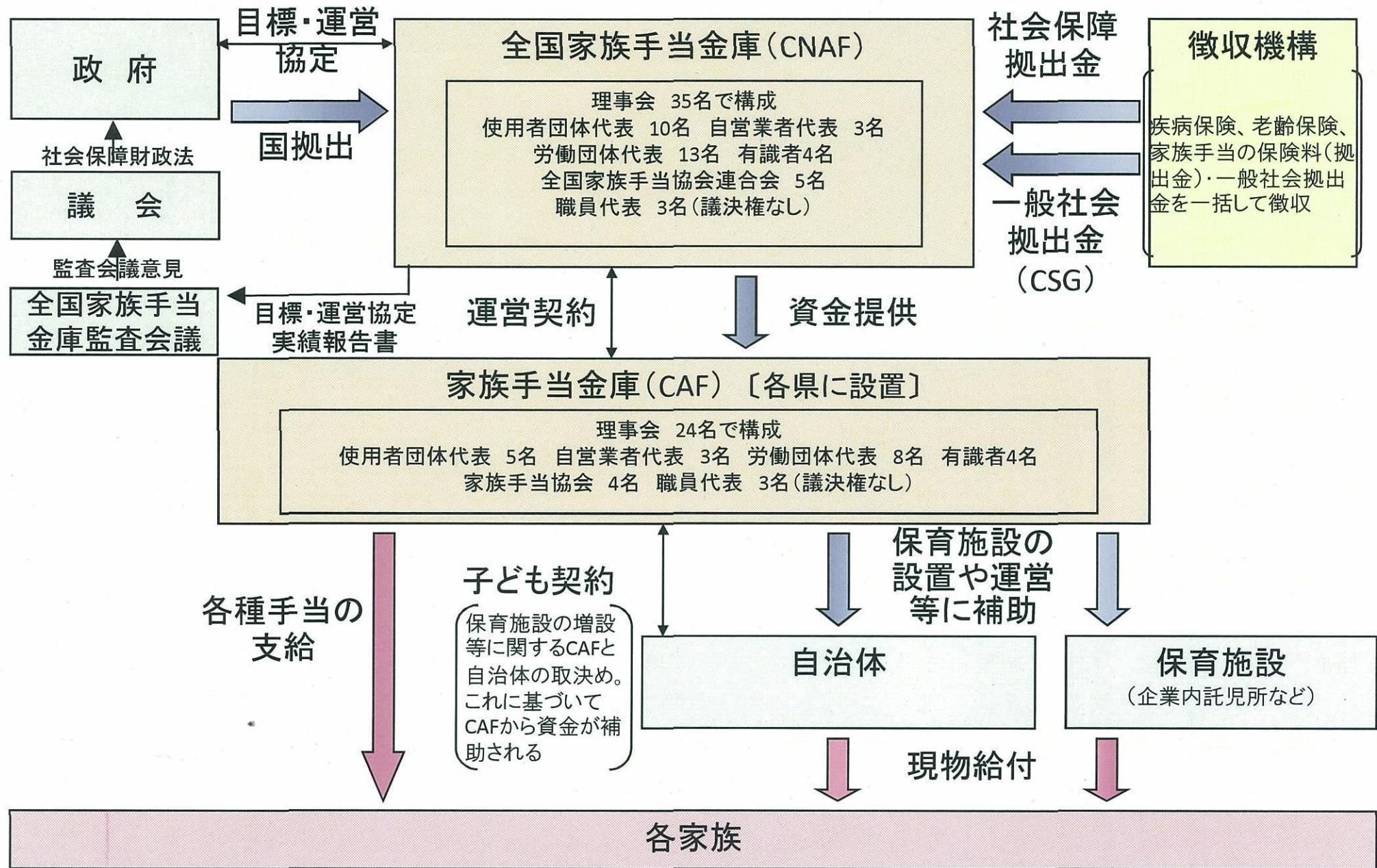
参考指標

	総人口(2003) ①	GDP(2003) ②	1人当たりGDP ②÷①
日本	1億2,769万人	493.7兆円	387万円
フランス	6,173万人	1兆5,852億ユーロ (236.2兆円)	2.57万ユーロ (383万円)

＜資料＞

Social Expenditure Database 2007(OECD)、
日本のGDPは国民経済計算(内閣府)、人口は平成17年国勢調査(総務省)、平成15年10月1日現在人口推計(総務省)、
Demographic statistics (Eurostat)

フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

子どもと子育てを応援する社会

基本的考え方

3つの大切な姿勢

家族や親が子育てを担う
『個人に過重な負担』

- 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和

社会全体で子育てを支える
『個人の希望の実現』

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にする
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

○生命(いのち)と育ちを大切にする

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援（キャリア教育・ジョブ・カード等）
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消（余裕教室の活用等）
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化）
 - ・放課後子どもクラブの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進（ファミリーホームの拡充等）

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進（段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等）
 - ・交通安全教育等の推進（幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等）

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

- (11) 働き方の見直しを
 - ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
 - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる妊娠と出産

- NICU（新生児集中治療管理室）病床数
(出生1万人当たり)

[現状] [H26目標値]

22.4床 ⇒ 25~30床

- 不妊専門相談センター

55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

地域の子育て力の向上

[現状] [H26目標値]

- 地域子育て支援拠点事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業（延べ日数）
- 商店街の空き店舗の活用による子育て支援

7100か所 ⇒ 10000か所
(市町村単独分含む)
570市町村 ⇒ 950市町村
348万日 ⇒ 3952万日
49か所 ⇒ 100か所

潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消

- 平日昼間の保育サービス（認可保育所等）
(3歳未満児の保育サービス利用率)
- 延長等の保育サービス
- 病児・病後児保育（延べ日数）
- 認定こども園
- 放課後児童クラブ

[現状] [H26目標値]

215万人 ⇒ 241万人
(75万人(24%)) (102万人(35%))
79万人 ⇒ 96万人
31万日 ⇒ 200万日
358か所 ⇒ 2000か所以上(H24)
81万人 ⇒ 111万人

男性の育児参加の促進

[現状] [H26目標値]

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
- 男性の育児休業取得率
- 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（1日当たり）

10% ⇒ 半減(H29) *参考指標
1.23% ⇒ 10% (H29) *参考指標
60分 ⇒ 2時間30分 (H29)
*参考指標

社会的養護の充実

- 里親等委託率
- 児童養護施設等における小規模グループケア

[現状] [H26目標値]

10.4% ⇒ 16%
446か所 ⇒ 800か所

子育てしやすい働き方と企業の取組

[現状] [H26目標値]

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
- 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数

38% ⇒ 55% (H29) *参考指標
652企業 ⇒ 2000企業

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算 (ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額：約0.7兆円（平成26年度）【～約1.0兆円（平成29年度）】

制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円（平成26年度）【～約1.9兆円（平成29年度）】

※施設整備費を除く

H21～26の必要費用累計額

10兆

(現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算)

量的拡大試算

両立支援

すべての子育て家庭支援

その他(社会的養護)

【認可保育所等】	+ 約3,000億
【放課後児童クラブ】	+ 約300億
【育児休業給付】	+ 約1,500億
【病児・病後児・休日・延長等】	+ 約200億

【一時預かり】	+ 約800億
【妊婦健診】	+ 約700億 ^(注3)
【地域子育て支援拠点】	+ 約200億

【社会的養護】
+ 約200億

制度的見直しを行うとした場合の機械的試算

○認可保育所の利用料1割とした場合	+ 約6,900億
○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合	+ 約2,000億

※施設整備費

【保育サービス】+ 約700億

【放課後児童クラブ】+ 約100億

【社会的養護】+ 約70億

※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の待遇、専門性の確保等)

・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。

・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。

・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。

・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。

・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。

・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。

・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、およそ、施設整備費で約0.3兆円となる。

子ども・子育てビジョン

～子どもの笑顔があふれる社会のために～

平成22年1月29日

※ 「子ども・子育てビジョン」は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）
第7条の規定に基づく「大綱」として定めるものである。

目 次

第1 子どもと子育てを応援する社会に向けて ······	2
○ 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）	
○ 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ	
○ 生活と仕事と子育ての調和	
第2 基本的な考え方 ······	4
1 社会全体で子育てを支える	
2 「希望」がかなえられる	
第3 3つの大切な姿勢 ······	5
1 生命（いのち）と育ちを大切にする	
2 困っている声に応える	
3 生活（くらし）を支える	
第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策 ······	8
1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ	
(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を	
(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように	
(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を	
2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ	
(4) 安心して妊娠・出産できるように	
(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように	
(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように	
(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように	
(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	
3 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ	
(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	
(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように	
4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）	
(11) 働き方の見直しを	
(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を	
第5 今後の取組に向けた推進方策 ······	11

別添1 施策の具体的な内容

別添2 施策に関する数値目標

第1 子どもと子育てを応援する社会に向けて

○ 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）

子どもを大切にする社会をつくりたいと思います。それはわたしたち人間すべてが子どもである時代を経て、大人へと成長する存在だからです。

子どもは社会の希望であり、未来の力です。子どもの笑顔があふれる社会は個人の希望や夢を大切にする社会です。だからこそ社会全体で子どもと子育てを応援していきたいと思います。

子どもにとって安全で安心な社会は、すべての人にとっても安全で安心な社会でもあります。キッズデザインの普及や、質の高い子どもの居場所づくりは、日本経済の活力にもなりえるのです。わたしたちは子どもが社会の主体的な一員であると位置づけ、その子どもと子育てを国、地方、企業（職域）、地域、NPO、家庭、個人など社会全体で応援する姿勢を明確に打ち出すことで、豊かな日本社会をつくり続けていきたいと考えています。

また近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルは実に多様化しています。離婚や死別によるひとり親家庭、虐待を受けた子どもたち、障害のある子どもたち、定住外国人の子どもたち、など特別な支援が必要な子どもが増えています。「教育の格差」「子どもの貧困」の問題が懸念されている時代だからこそ、格差や貧困をなくし、その連鎖を防止していくことがわたしたちに求められています。

わたしたちは、子どもの権利条約も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなくてはなりません。

○ 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

そもそも、この国は、子どもを生み育てるという希望がかなえられる社会になっているでしょうか。

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきました。しかしそれが目に見える成果として、生活の中では実感できない現状にあるのではないかでしょうか。

若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦労しているといった現実があります。

これまで進められてきた少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出すことはできなかったのです。

わたしたちは当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通にかなえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくかなくてはなりません。

各種の調査によれば、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっています。家庭を築き、子どもを生み育てるという個々人の選択が尊重され、それが実現される社会を築くことが大切です。

子どもと子育てを応援することは、「未来への投資」であり、子ども手当の創設は、その大きな一歩です。子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスとを「車の両輪」としてバランス良く組み合わせて、子ども・若者と子育てを応援する社会をみんなで作り上げていきたいと考えています。

○ 生活と仕事と子育ての調和

子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事をバラバラに切り離して考えることはできません。さらに、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考えていく必要があります。

例えば、我が国の女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフにした際に見られる、いわゆる「M字カーブ」を台形型にしていくことは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現でもあり、保育サービス等の子育て支援策や、職場や家庭における男女の役割のあり方とも密接に関連する課題です。

「子ども・子育て支援」を進める際には、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策との密接な連携を図っていく必要があります。

若者の雇用を確保し、出産と子育ての環境を整備すると同時に、男性と女性の仕事と生活の両方を調和させていくことが、安定的で持続可能な経済社会の実現へつながるものと考えています。

子どもと子育てをみんなで支えるセーフティネットを協力してつくりあげていきたいと思います。

次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、この「子ども・子育てビジョン」は、子どもと子育てを全力で応援します。

第2 基本的な考え方

1. 社会全体で子育てを支える

○ 子どもを大切にする

- ・ どのような状況にある子どもであっても、多様性を尊重し、困難な状況に對しての支援を行うことにより、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されることを目指します。

○ ライフサイクル全体を通じて社会的に支える

- ・ 多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に支えます。

○ 地域のネットワークで支える

- ・ 地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として地域のネットワークで支えるとともに、地域の再生を目指します。

2. 「希望」がかなえられる

○ 生活、仕事、子育てを総合的に支える

- ・ 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることは言うまでもありません。個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、子どもを生み育てるに夢を持てる社会を目指します。

○ 格差や貧困を解消する

- ・ 子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっており、OECD諸国の中でも高い水準であることが課題となっています。
- ・ 親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指します。

○ 持続可能で活力ある経済社会が実現する

- ・ 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、活力ある社会が実現します。
- ・ 将来世代に負担を先送りするのではなく、社会全体で必要な費用を賄うための負担を行っていくことが必要です。
- ・ 我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と最低を記録し、平成20年には1.37と3年連続で上昇しましたが、この動きが確固たるものになれば、少子化の流れが反転し、人口の急激な減少スパイラルからの脱却が図られます。

※結婚や出産に関する個人の希望が実現した場合の合計特殊出生率は、1.75程度になるものと試算されています。

第3 3つの大切な姿勢

1. 生命（いのち）と育ちを大切にする

『一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にします』

○ 妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るために環境整備や支援を進めます

- ・ 安心して妊娠・出産できる家庭、地域、社会をつくり、生まれてくる子どもたちを歓迎できるよう、妊婦健診や周産期医療など、安心・安全なお産ができる環境整備や支援を進めるとともに、生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を図ります。
- ・ 子どもたちの健康を守り、親の不安を軽減するため、小児医療の充実を図ります。
- ・ 子どもが欲しくてもできない方々の悩みや苦しみを少しでも軽減するため、男女を問わず、不妊治療への支援を進めます。

○ 子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保します

- ・ 教育を含む子育て負担の軽減を図りつつ、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える観点から、「子ども手当」を創設し、高校の実質無償化に取り組みます。

2. 困っている声に応える

『子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えます』

○ 保育所に入れない子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるよう環境整備を進めます

- ・ 保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。
- ・ 放課後児童対策について、必要とする人がサービスを受けられるよう量的な整備とともに、質の改善を図ります。

○ 一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぎます

- ・ ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当等）の充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもが他の子どもたちと同じように健やかに育つていくける環境づくりを行うとともに、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を進めます。
- ・ 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、家庭的養護の促進や施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。
- ・ 多様な家庭や家族の形態に応じて、また、定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちについて、権利擁護ときめ細かな支援を行います。

3. 生活（くらし）を支える

『若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えます』

○ 子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにします

- ・ 社会経済情勢や雇用構造の変化を踏まえ、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援など、「人生前半の社会保障」の充実を図り、若い世代の生活基盤を支えます。
- ・ ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援については、新たに制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策の展開を図ります。

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めます

- ・ 政府の合意による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」を着実に実行に移し、社会全体として働き方の見直しを進めます。
- ・ とりわけ若者など就労による経済的自立が可能な働き方ができる社会、結婚や出産、子育てに関する希望が実現される社会、性や年齢にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもって様々な働き方や生き方が選択できる社会を目指します。

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

3つの大切な姿勢を踏まえ、次のような「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、取組を進めます。なお、具体的な各種施策の内容については、「別添1」に整理しています。

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・ 子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支えます。
- ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等により、子どもの学びを支援します。
- ・ 子どもの「生きる力」を養い、安心して学べる学校の教育環境の整備に取り組みます。

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・ 非正規雇用対策(正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等)や若者の就労支援の実施(キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーター等の就労支援)を推進します。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づくニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援に取り組みます。

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・ 学校・家庭・地域の取組等を通じて、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。
- ・ 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境を整備します。
- ・ 文化・芸術活動、自然とのふれあいの場の提供等により、学びや遊びの体験を通じて豊かな人間性を育成します。

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・ 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室（N I C U）の整備等、相談支援体制の整備(妊娠・出産・人工妊娠中絶など)等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制（産婦人科医師、助産師等を含む。）を確保します。
- ・ 不妊専門相談センター、不妊治療に係る経済的負担の軽減等により、男女を問わず、不妊治療への支援に取り組みます。

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消、多様な保育サービス（延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等）の充実、人口減少地域における保育機能の維持、幼児教育と保育の質の向上を図ります。
- ・保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき、検討を進めます。その際、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行います。
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。
- ・放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、放課後対策に取り組みます。

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように

- ・子どもが病気になっても安心して医療にかかるよう、小児医療体制を整備するとともに、あらゆる子どもを対象に、一定の窓口負担で医療にかかるようにします。
- ・こころの健康づくり、「食育」の普及促進、子どもの事故防止等により、子どもの健康と安全を守ります。

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当を父子家庭にも支給）の充実等により、ひとり親家庭を支援します。

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援の強化、障害のある子どもや発達障害のある子どもへの教育と保育などの支援等により、障害のある子どもへの支援に取り組みます。
- ・児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。
- ・定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を行います。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・ 乳児の全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進、商店街の空き店舗や余裕教室の活用等により、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ・ NPO活動への支援、ボランティアの育成、高齢者等の人材活用等により、地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します。

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進、公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備の推進等により、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境の確保を図ります。
- ・ 建築物、公共交通機関、公園等におけるバリアフリー化、道路交通環境の整備、子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）、交通安全教育等により、安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ

（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

- ・ 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進、テレワークの推進等により、働き方の見直しに向けた環境整備を図ります。
- ・ 男性の育児休業の取得促進等により、男性の子育てへの関わりを促進します。

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・ 育児休業、短時間勤務等を取得しやすい職場環境の整備、育児休業中の経済的支援、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等により、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業を支援するとともに、子育て女性等の再就職支援を図ります。
- ・ 男女が職場で十分に能力を発揮しつつ、子どもを生み育てながら安心して働き続けられる職場環境となるよう、男女雇用機会均等の確保を図るとともに、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇を推進します。
- ・ 企業経営者等の意識改革、積極的取組企業の社会的な評価の推進など、企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進します。

第5 今後の取組に向けた推進方策

1. 政府を挙げた取組

- ・ 本ビジョンに基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てるに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進します。
- ・ 省庁横断的な観点から、総合性と一貫性を確保するため、子どもや子育てに係る施策間の整合性や連携を図る取組を進めるとともに、「子ども家庭省(仮称)」の検討など、省庁のあり方についても検討します。
- ・ 男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子ども・若者育成支援等の重要政策とともに一体的な取組を進めます。

2. 数値目標

- ・ 今後、5年間を目指す（平成26年度）として、「別添2」に掲げられた数値目標を目指します。
- ・ 必要な費用については、次世代の負担とすることなく、公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組み合わせにより支えていきます。
- ・ 具体的には、毎年の予算編成において、厳しい財政状況を踏まえつつ検討し、限られた財源の中で効果的かつ効率的に必要な社会的基盤の整備を図ります。

3. 社会全体における理解と広がりをもった取組

- ・ 社会全体における理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進するとともに、広く社会に向けた情報発信を行います。

4. 地域の実情に応じた取組

- ・ 各地方公共団体が定める次世代育成支援行動計画等に基づき、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。
- ・ 地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的な連携の仕組みを強化します。

5. 点検・評価と本ビジョンの見直し

- ・ 関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行います。その際、子どもや子育て家庭の視点に立った点検・評価という視点を重視します。
- ・ 本ビジョンについては、施策の進捗状況とその効果、社会経済情勢、子どもの貧困率など子育て家庭の状況その他子どもと子育てをめぐる状況等を踏まえ、おおむね5年後を目指して見直しを行います。

施 策 の 具 体 的 内 容

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

《子育てを社会全体で支える》

□子ども手当の創設

- ・ 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもたちを対象として「子ども手当」を創設します。

《子どもの学びを支援する》

□高校の実質無償化

- ・ 公立高校生については授業料を徴収しないものとともに、私立高校生等については高等学校等就学支援金を支給します。

□奨学金の充実等

- ・ 能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対する奨学金や授業料の減免などの支援を行います。

□学校の教育環境の整備

- ・ 「生きる力」をより一層はぐくむことを目指すとともに、学校の教育環境の整備を推進します。

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

《若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む》

□非正規雇用対策の推進

- ・ 意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるようになりますなど、非正規雇用対策を推進します。

□若者の就労支援

- ・ 仕事と生活の調和の視点も含めた勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等をはぐくむキャリア教育・職業教育、ジョブカフェ、ジョブ・カード制度などによるフリーター等への就労支援など、包括的な若者支援に取り組みます。

□子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づき、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援を行うための子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図ります。

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

《生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める》

□妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

- ・ 妊娠や不妊治療、家庭・家族の役割について早くから情報提供が行われるように啓発普及を図ります。特に妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階を踏まえ、学校段階からの教育の推進を図ります。

□乳幼児とふれあう機会の提供

- ・ 保育所、児童館、保健センターなどの公的施設等を活用して、中・高校生等が乳幼児と出会いふれあう機会を広げるための取組を推進します。

□学校・家庭・地域における取組の推進

- ・ 学校・家庭・地域において、生命の大切さや家庭・家族の役割、保育体験を含む子育て理解等に関する教育を推進します。

□「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

- ・ 多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」（11月第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後1週間）における啓発や、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図ります。

□家族形成に関する調査・研究等

- ・ 家族形成に関する調査・研究及び事例収集・分析を通じて、政策的対応に向けた検討を行います。

《学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する》

□地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

- ・ 学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、家庭教育に関する地域人材を養成し、相談対応や学習機会の提供など、家庭の教育力の向上に向けた取組を推進します。

□消費者教育等の推進

- ・ 学校・家庭・地域において、消費者教育・金融経済教育を推進します。

□地域や学校における体験活動

- ・ 子どもたちと地域社会との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、全国の小・中・高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動などの様々な体験活動を行う機会を提供します。

□文化・芸術活動

- ・ 優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加を促進します。また、民俗芸能や茶道、華道などの伝統文化を体験できる機会の提供を支援します。

□自然とのふれあいの場

- ・ 国立公園等の豊かな自然の中で自然や環境の大切さを学ぶ機会の提供や、こどもエコクラブ事業による環境保全活動や環境学習を行うことへの支援を通じて、自然とのふれあい施策を推進します。

□農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

- ・ 森林等の豊かな自然環境、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の取組を推進します。

□子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

- ・ 都市公園、河川や海辺、森林などで、子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べるよう、環境整備を推進します。

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

（4）安心して妊娠・出産できるように

《妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を確保する》

□妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減

- ・ 出産に係る経済的負担の軽減を図るとともに、市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診の公費負担などにより、妊娠の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。

□周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

- ・ 地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等への支援（新生児集中治療管理室（N I C U）の整備等）、周産期医療に携わる医師・助産師等の確保、救急搬送受入体制の確保を図ります。

□産科医療補償制度

- ・ すべての分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・早期解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図ります。

□マタニティマークの普及啓発

- ・ 妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊娠婦に対するやさしい環境をはぐくんでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。

□相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）

- ・ 生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点から、妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等での相談援助体制の整備を図ります。

《不妊治療への支援に取り組む》

□不妊専門相談センター

- ・ 男女を問わず、不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図ります。

□不妊治療に係る経済的負担の軽減等

- ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を拡充します。

また、不妊治療における安全管理のための体制の確保が図られるようにします。

（5）誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

《待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る》

□保育所待機児童の解消

- ・ 就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、保育所待機児童の解消を図ります。

とりわけ、待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービスの利用割合については、平成21年度末には対象児童の24%、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には44%に達すると見込まれています。

このため、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図ります。

その際、保育所の整備に加えて、小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、家庭的保育の拡充などを推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図ります。

□多様な保育サービスの提供

- ・ 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図ります。

□家庭的保育（保育ママ）の普及促進

- ・ 家庭的保育（保育ママ）の担い手の育成や環境整備についての支援を充実し、その普及促進を図ります。

□幼児教育と保育の質の向上

- ・ 教育基本法等に基づき改訂された「幼稚園教育要領」の円滑な実施を図るとともに、教員研修や学校評価等の充実を図ります。

また、「保育所保育指針」及び「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上を図ります。

□幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

- ・ 保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、社会全体で費用を負担する仕組みにより財源確保を図りながら、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき検討し、平成23年通常国会までに所要の法案を提出します。その検討にあたっては、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行います。
- ・ 新たな次世代育成支援のための制度体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。

【新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けての検討事項】

- ・ 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障
- ・ 市町村の責務の下、利用者への例外ないサービス保障等による利用者本位の仕組み
- ・ 多様なサービスメニューと客観的基準による指定制の導入等による潜在需要に対応した事業者の参入促進
- ・ サービスの質の向上
- ・ 基礎自治体（市町村）が実施主体
- ・ 社会全体（国・地方・事業主・本人）による費用負担

※例えば、フランスでは、「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理する仕組みとなっています。

《放課後対策に取り組む》

□「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

- ・ 「放課後子どもプラン」などの取組について、全小学校区での実施を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な放課後児童対策を推進します。

□放課後児童クラブの充実

- ・ 就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。

対象児童（小学校1～3年）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれていますが、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指します。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

（6）子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように

《小児医療体制を確保する》

□小児医療の充実

- ・ 休日・夜間も含め、小児救急患者の受入ができる体制を整備します。
- また、子どもについては、親の保険料の滞納状況にかかわらず、一定の窓口負担で医療にかかるようにします。

□小児慢性特定疾患治療研究事業等

- ・ 小児期における小児がんなど特定の疾患の治療について確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を推進するほか、未熟児の養育医療費の給付等を行います。

《子どもの健康と安全を守る》

□予防接種

- ・ 定期の予防接種を円滑に受けられるような環境の確保に努め、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の予防を図ります。

□こころの健康づくり

- ・ 児童思春期における心の問題に対応できる小児神経科、児童精神科等の医師の養成を図るとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門相談の充実を図ります。
- ・ また、児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。

□性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育

- ・ 思春期の人工妊娠中絶やHIV感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、健康教育や電話相談等を行うことにより、人間としてそれぞれの性を尊重すること等正しい理解の推進と性に関する科学的な知識の普及を図ります。

□「食育」の普及促進

- ・ 子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性をはぐくめるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した「食育」の取組を推進します。

□子どもの事故防止

- ・ 家庭内における子どもの事故防止について、母子保健事業等の機会を活用し保護者に周知・指導を行うほか、建築物、公園等の施設や製品などに関する子どもの事故情報の収集・調査や情報提供により、事故の未然・再発防止及び安全性の向上を図ります。

さらに、子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。

□犯罪等の被害の防止

- ・ 学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進します。
- ・ また、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進します。

□子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

- ・ 子どもの成長・発達に影響を及ぼす環境要因（環境中の化学物質の曝露、生活環境等）を解明し、子どもが健やかに育つ環境の実現を目指すため、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施します。

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

《ひとり親家庭への支援を推進する》

□子育て・生活支援

- ・ 保育所の優先入所やヘルパーの派遣などによる子育てや家事支援などを推進します。

□就業支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター・ハローワーク等による就業支援、職業訓練などによる資格・技能の取得支援、在宅就業等を推進します。

□経済的支援の充実

- ・ 児童扶養手当について、母子家庭だけでなく父子家庭にも支給することとともに、母子家庭の自立を支援する観点から、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の充実を図ります。

また、平成21年12月に復活した生活保護の母子加算を引き続き支給します。

□養育費の確保

- ・ 養育費相談支援センター・母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うとともに、養育費相談支援センターにおいて相談員の研修等を実施します。

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

《障害のある子どもへの支援に取り組む》

□障がい者制度改革推進本部における取組

- ・ 障がい者制度改革推進会議の議論を踏まえて、障害のある子どもの支援を含む障害者制度の改革を推進します。

□ライフステージに応じた一貫した支援の強化

- ・ 地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、乳児期、就学前、学齢期、青年期、成年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの連携した支援を行います。

□障害のある子どもの保育

- ・ 障害のある子どもの専門機関である障害児通園施設や児童デイサービスについて、地域への支援を強化する観点から支援を行うとともに、子どもの育ちに必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のある子どもの受け入れ体制の整備促進を図ります。

□発達障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 発達障害のある子どもの早期発見、早期の発達支援、ライフステージに対応する一貫した支援や家族への支援など、地域における支援体制の充実を図ります。

□特別支援教育の推進

- ・ インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、教員の特別支援教育に関する専門性の向上等により、特別支援教育の推進を図ります。

《児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する》

□児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・ 児童虐待の現状を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めます。

□児童虐待の早期発見・早期対応

- ・ 市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより児童相談所の体制強化を図ります。
また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員等の対応スキルの向上により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。

□家庭的養護の推進

- ・ 児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充など家庭的養護を推進します。

□年長児の自立支援策の拡充

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図ります。

□社会的養護に関する施設機能の充実

- ・ 専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保等、子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、現行の施設機能の在り方の見直しや体制の充実について検討します。

□施設内虐待の防止

- ・ 改正児童福祉法（平成21年4月施行）を踏まえ、児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図ります。

《定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する》

□定住外国人の子どもに対する就学支援

- ・ 「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成21年4月）に基づき、経済上の問題から就学が困難となっている定住外国人の子どもたちに対する就学支援を引き続き推進します。

□自死遺児への支援

- ・ 自殺により家族等を失った遺児への支援を充実するため、自死遺児支援に携わる民間団体等に対する研修の充実を図ります。

《子どもの貧困率への取組を行う》

□子どもの貧困率について

- ・ 子どもの貧困率について、継続的に調査を行いその状況を把握するなど、必要な対応を進めます。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

《地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る》

□乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施するとともに、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等の適切なサービスの提供を行うなど、切れ目のない支援体制を確立します。
また、出産前において支援を行うことが必要な妊婦に対し、訪問等の支援を行います。

□地域子育て支援拠点の設置促進

- ・ 子育て家庭等の育児不安に対する相談・指導や、親子が気軽に集うことのできる場を提供するなどの地域の子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の設置を促進します。

□ファミリー・サポート・センターの普及促進

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの普及促進を図ります。

また、病児・病後児の預かりや送迎等の取組についても普及を図ります。

□一時預かり、幼稚園の預かり保育

- ・ 就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充するとともに、幼稚園の預かり保育を推進します。

□商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

- ・ 商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等を活用し、地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場の設置を促進します。

□子育て総合支援コーディネーター

- ・ 子育て家庭が適切なサービスを選択し利用できるように、市町村における子育て支援総合コーディネート機能の充実を図ります。

《地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します》

□NPO活動等の地域子育て活動の支援

- ・ 地域子育て創生プロジェクト（安心こども基金）の活用等により、子育て支援活動を行うNPOや育児・子育てサークル等の設立支援や養成、ボランティアの育成などを行い、子育て支援活動に対する地域の多様な活動を支援します。

□地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

- ・ 退職者や高齢者等が地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、世代間交流の促進を図ります。

□企業参加型の子育て支援

- ・ 商店街や企業の協賛を得ながら実施しているパスポート等事業を普及させるなど、企業参加型の子育て支援の取組を促進します。

□官民連携子育て人材育成

- ・ 子育て支援に関するNPOの活動に従事する者の連携の推進を図るとともに、自治体、経済界、労働界、企業等における仕事と生活の調和や子育て支援を推進するリーダーを育成します。

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

《子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る》

□融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

- ・ 子育て世帯が子育てに適した住宅を取得し、又は子どもの成長に応じ、増改築や改修をしやすくできるよう、融資や税制等を活用し、子育てに適したゆとりある住宅の確保を図ります。

□良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

- ・ 地域優良賃貸住宅制度や民間供給支援型賃貸住宅制度等により、子育て世帯等を対象とした優良な賃貸住宅の供給を支援します。

□公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

- ・ 公的賃貸住宅において、事業主体による子育て世帯等に対する当選倍率優遇等の対応を推進します。

□公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

- ・ 公的賃貸住宅・団地の建替え等に際し、保育所等との合築・併設を推進します。
- ・ また、子育て世帯等の居住安定確保に資する先導的取組に係る提案を募集し、その実現・普及を支援します。

□街なか居住等の推進

- ・ 職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行います。

《安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する》

□子育てバリアフリーの推進

- ・ ユニバーサル・デザインの考え方を踏まえ、都市公園や公共性の高い建築物、公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の解消や子育て世帯にやさしいトイレの整備等のバリアフリー化を推進します。

□道路交通環境の整備

- ・ 歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図るとともに、あんしん歩行エリアにおける面的な交通事故対策を推進します。

□交通安全教育等の推進

- ・ 子どもの発達段階に応じた交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及などを図ります。

□子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

- ・ 子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指すため、子どもの目線でのものづくりを推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

《長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る》

□「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進

- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、政労使、地方公共団体等が密接に連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、総合的な取組を推進します。

□長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

- ・ 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等、労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応できるような労使の自主的な取組（労働時間等の設定の改善）について、事業主等が適切に対処するために必要な事項を定めた「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）を周知します。

また、長時間労働の抑制のための重点的な監督指導等を実施します。

□労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する支援・助成

- ・ 中小企業における労働時間等の設定改善を促進するため、助成金の支給などの支援を行います。

□ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

- ・ 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均等・均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性の再就職や就業継続の支援の促進など、多様な働き方を選択できる条件を整備します。

□テレワークの推進

- ・ 子育てや仕事と生活の調和等の観点から、情報通信技術を活用した、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークについて普及促進を図ります。

□農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

- ・ 農山漁村において、仕事と子育ての両立が図られるよう、実態調査や普及啓発等を通じ、子育て期の女性が働きやすい環境づくりを推進します。

《男性の子育てへの関わりを促進する》

□男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）

- ・ 父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合に育児休業取得可能期間を延長する「パパ・ママ育休プラス」（日本版「パパ・クオータ」）などの制度の周知と定着を推進し、男性の育児休業の取得促進を図ります。

□父親の育児に関する意識改革、啓発普及

- ・ 父親の育児休業に関する啓発資料や育児休業体験記による周知等により、男性の育児に関する意識改革や啓発普及を促進します。

□男性の家事・育児に関する意識形成

- ・ 男女が協力して家事・育児に参画することの重要性について、若い頃からの教育・啓発を通じて意識形成を図ります。

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

《育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援とともに、子育て女性等の再就職支援を図る》

□育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着

- ・ 育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の免除、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、有期契約労働者を含め周知を図るとともに、企業の制度として定着するよう、指導を徹底します。
また、育児休業給付により、育児休業中の経済的支援を行います。

□両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

- ・ 両立支援制度を利用しやすい職場環境を整えるとともに、法に定める最低基準を上回る制度の導入を促進するため、事業主に対する助言や助成等の支援を進めます。

□育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止

- ・ 妊娠・出産、育児休業等の取得などを理由とする解雇その他の不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実するとともに、企業への指導を徹底します。

また、育児休業申出書及び育児休業取扱通知書を普及し、一層の改善を図ります。

□妊娠中及び出産後の健康管理の推進

- ・ 企業における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図ります。

□子育て女性等の再就職支援（マザーズハローワーク事業）

- ・ 子育て等のために離職した者の再就職を総合的かつ一貫して支援するため、マザーズハローワーク事業による再就職支援の充実を図ります。

□男女雇用機会均等の確保による就業継続の支援

- ・ 男女が職場で十分に能力を発揮しながら、出産・子育てができる環境整備の観点から、公正公平な人事評価・待遇を含む企業におけるポジティブ・アクションの普及促進を図ります。

《企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進する》

□企業経営者等の意識変革

- ・ 企業とそこで働く者が、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組めるよう、企業経営者等の意識変革を図るための研修や周知啓発等を図ります。

□一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進

- ・ 企業における次世代育成支援に関する取組が推進されるよう、中小企業を含め、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進します。また、一般事業主行動計画及び企業の次世代育成支援の取組全体の公表を促進します。

□次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進

- ・ 次世代認定制度及び次世代認定マーク（くるみん）の広報・周知に努め、企業が認定の取得を目指して、次世代育成支援対策の取組に着手するようインセンティブを高めます。

また、認定企業の取組の好事例について、幅広く発信し、更なる企業の次世代育成支援の取組を促進します。

□顕彰制度等による積極的取組企業の社会的な評価の推進

- ・ 「均等・両立推進企業表彰」（ファミリー・フレンドリー企業部門表彰など）の顕彰制度等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進します。

□入札手続等における対応

- ・ 仕事と生活の調和等の企業の取組を促進するため、入札手続時において競争制限的とならないよう留意しつつ企業努力を反映するなど、インセンティブを付与することについて、検討します。

別添2

施 策 に 関 す る 数 値 目 標

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（N I C U）病床数 (出生1万人当たり)	22.4床	25~30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス（注1）		
認可保育所等 (3歳未満児)	215万人（H21年度見込み） （75万人）	241万人（注2） （102万人）
家庭的保育（内数）	0.3万人（H21年度見込み）	1.9万人（注2）
延長等の保育サービス（注1）		
延長保育等 夜間保育（内数） トワイライトステイ（内数）	79万人（H21年度見込み） 77か所 304か所	96万人 280か所 410か所
その他の保育サービス（注1）		
休日保育	7万人（H21年度見込み）	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所（H21.4）	2,000か所以上（H24年度）（注3）
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（H24年度）
放課後児童クラブ（注1）	81万人（H21.5）	111万人（注4）
放課後子ども教室	8,719か所（H21.4）	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す（H24年度）

（注1） 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

（注2） 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合（3歳未満）を目指し、潜在需要をも含めた待機児童解消を図るものである。

（注3） 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

（注4） 平成29年度に40%（小学1~3年サービス提供割合）に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

項目	現状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圈数	342地区	全小児救急医療圏 (※364地域(平成20年9月1日現在))
ひとり親家庭への支援		
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	全都道府県・市・福祉事務所設置町村
高等技能訓練促進費等事業	74.3%	全都道府県・市・福祉事務所設置町村
社会的養護の充実		
里親の拡充		
里親等委託率	10.4%	16%
専門里親登録者数	495世帯	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所
児童養護施設	567か所	610か所
小規模グループケア	446か所	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	54か所	160か所
ショートステイ事業	613か所	870か所
児童家庭支援センター	71か所	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	80%(市はすべて配置)
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善	35か所(H21.4)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

項目	現状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村(H21.7)	全市町村
養育支援訪問事業	996市町村(H21.7)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7,100か所(H21年度見込み) (市町村単独分含む)	10,000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	950市町村
一時預かり事業(注1)	延べ348万人	延べ3,952万人
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	100か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率	25.3%	33.3%
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	652企業	2,000企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	20.7%(H18年度)	40%超
学校教育関係		
大学等奨学金事業の充実		
基準適格申請者に対する採用率	92.4%	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

参考

(別添2の参考)

【参考指標】

※ 以下は、「子ども・子育てビジョン」に関連する指標で、これまでの計画・合意等により定められているものである。

項目	現状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目標 (平成26年度)	
男性の育児休業取得率(※)	1.23%	5% (H24年)	10% (H29年)
第1子出産前後の女性の継続就業率(※)	38.0% (H17年)	45% (H24年)	55% (H29年)
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(※)	1日あたり60分 (H18年)	1日あたり 1時間45分 (H24年)	1日あたり 2時間30分 (H29年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合(※)	46.2% (H20年)	60% (H24年)	全ての企業 (H29年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合(※)	10.0% (H20年)	2割減 (H24年)	半減 (H29年)
年次有給休暇取得率(※)	47.7% (H19年度)	60% (H24年)	完全取得 (H29年)
テレワーク			
在宅型テレワーカー	約330万人	約700万人 (H27年)	
就労人口に占めるテレワーカー比率(※)	15.2%	20% (H22年)	
就業率(※)			
男性25~34歳	90.6% (H20年)	93~94% (H24年)	93~94% (H29年)
女性25~44歳	65.8% (H20年)	67~70% (H24年)	69~72% (H29年)
フリーターの数(※)	170万人 (H20年度) (H15年にピークの217万人)	162.8万人 (ピーク時の3/4に減少) (H24年)	144.7万人 (ピーク時の2/3に減少) (H29年)
ジョブ・プログラム修了者数	—	40万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	
ジョブ・カード取得者数	6.5万人	100万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	

□(※)を付した項目は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)において政労使の合意として定められたものであり、平成24年及び平成29年における目標を掲げている。

項目	現状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目標 (平成26年度)
地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備	<p>学校支援地域本部の設置か所数 2,396か所 (H21.10)</p> <p>家庭教育支援の取組（地域住民による相談対応や学習機会の提供等）を実施する市町村数 332市町村 (※文部科学省委託事業実施数)</p>	<p>全国の中学校区で地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す (H24年度)</p> <p>全国の市町村できめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す (H24年度)</p>
「食育」の普及促進		
食育に関心を持っている国民の割合	72.2% (H21.3)	90%以上 (H22年度)
食育の推進について取組をしている市町村の割合	87.1% (H17年度)	100%
障害のある子どもへの支援		
児童デイサービス事業のサービス提供量	22.2万人日分 (H19年度)	34万人日分 (H23年度)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	10% (H15年度)	25% (H27年度)
歩いていける身近なみどりのネットワーク率	約66% (H19年度)	約7割 (H24年度)
子育てのバリアフリー		
特定道路*におけるバリアフリー化率 <small>* 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定された道路</small>	51% (H19年度)	75% (H24年度)
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	86%	100% (H24年度)
旅客施設*のバリアフリー化率 <small>* 1日当たりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル）</small>	71.6%	100% (H22年度)
園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	約44% (H19年度)	約5割 (H24年度)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物*のバリアフリー化率 <small>* 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000m²以上のものを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施</small>	44% (H19年度)	約50% (H22年度)

項目	現状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目標 (平成26年度)
子育てのバリアフリー		
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合	41.3%	約50% (H22年度)
低床化されたバス車両の導入割合	41.7%	100% (H27年度)
ノンステップバスの導入割合	23.0%	約30% (H22年度)
バリアフリー化された旅客船の導入割合	16.4%	約50% (H22年度)
バリアフリー化された航空機の導入割合	64.3%	約65% (H22年度)
福祉タクシーの導入台数	10,742台	約18,000台 (H22年度)
あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故件数	—	2割抑制 (H24年) (平成19年と比較)

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算 (ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額: 約0.7兆円(平成26年度) 【~ 約1.0兆円(平成29年度)】

制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円(平成26年度) 【~約1.9兆円(平成29年度)】

※施設整備費を除く

量的拡大試算

両立支援

- 【認可保育所等】 + 約3,000億
- 【放課後児童クラブ】 + 約300億
- 【育児休業給付】 + 約1,500億
- 【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億

すべての子育て家庭支援

- 【一時預かり】 + 約800億
- 【妊婦健診】 + 約700億^(注3)
- 【地域子育て支援拠点】 + 約200億

その他(社会的養護)

- 【社会的養護】 + 約200億

制度的見直しを行うとした場合の機械的試算

- 認可保育所の利用料1割とした場合 + 約6,900億
- 育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 + 約2,000億

※施設整備費

【保育サービス】 + 約700億 【放課後児童クラブ】 + 約100億 【社会的養護】 + 約70億

※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。

・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。

・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。

・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。

・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。

・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。

・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、運営費で約10兆円、施設整備費で約0.3兆円となる。

(参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への
切れ目のないサービス保障

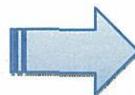


子育て支援サービスのための
包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象…働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

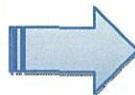
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本
的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付
与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し等

③ ・多様な利用者ニーズへの対応
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

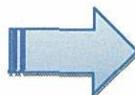
- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフッティングによる株式会社・NPO等
の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)
による費用負担(財源確保)

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 第二次補正予算の概要

○待機児童解消への取組 200億円

安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して、

- ①認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）
- ②家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

（参考）補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

- ①の場合：国1/2、市町村1/4、設置者1/4 → 国2/3、市町村1/12、設置者1/4
- ②の場合：国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員（受け入れ）枠も含めて合算できることとする。

○家庭的保育者養成の推進 （運用改善）

家庭的保育者研修を地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業（補助率：定額）」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図り、家庭的保育者のさらなる養成を図る。

○母子家庭等の在宅就労支援 （運用改善）

各都道府県において自治体（都道府県・市）の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の促進をさらに図る。

（国が都道府県審査分事業の基準を示すとともに、既に国において審査・採択を行った自治体事業（12月10日15件採択済み）の概要資料を示すこととしている。）

○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置 28百万円

いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する。(都道府県労働局雇用均等室に計47名)

○子ども手当の円滑な実施（システム経費） 123億円

子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための市町村（特別区を含む）における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 母子保健医療対策の充実
- 7 仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算案額の状況

	21年度予算額	22年度予算案額	伸び率
局合計	9, 815億円	22, 861億円	132.9%
一般会計	9, 105億円	21, 960億円	141.2%
特別会計	711億円	902億円	26.9%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	560億円	764億円	36.4%
労働保険特別会計	151億円	137億円	▲8.7%
労災勘定	8億円	6億円	▲17.6%
雇用勘定	143億円	131億円	▲8.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の創設(国庫負担金)

《1兆4,722億28百万円》
うち、給付費:1兆4555億94百万円
(10か月分を計上)
事務費: 166億34百万円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

注1 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費 425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)

注2 納付費総額は2兆2,554億円である。

注3 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

注4 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

[参考]別紙「平成22年予算における子ども手当等の取扱いについて」

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

《169,335百万円→176,432百万円》

(1)父子家庭への児童扶養手当の支給

4,956百万円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていたいなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

・手当額(月額)	
児童1人の場合	全部支給 41,720円 一部支給 41,710円～9,850円(所得に応じ)
児童2人以上の加算額	2人目 5,000円 3人目以降1人につき 3,000円

(2) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 3,555百万円

①自立のための就業支援等の推進 3,474百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

②養育費確保の推進 62百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(3) 自立を促進するための経済的支援(一部再掲) 172,877百万円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消等の保育サービスの充実

《377,805百万円→415,522百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実 388,102百万円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

<主な充実内容>

民間保育所運営費 50,000人増、家庭的保育 5,000人増、病児・病後児保育 436か所増など

○保育所の待機児童解消

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
 - b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)
- の改修費等について、一定の条件に基づき、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

(2) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

27,420百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るために受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

さらに、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進するため、補助単価を増額する。(例:児童数が40人の場合、1クラブ当たりの補助単価:2,426千円→3,026千円)

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

《44,660百万円→41,459百万円》

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の予防強化に取り組む。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92, 624百万円→94, 706百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

89, 087百万円

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

③社会的養護体制の拡充

83, 779百万円

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645 か所→703 か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2)配偶者からの暴力(DV)防止

5, 619百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実

《19, 301百万円→23, 058百万円》

(1)不妊治療等への支援

8, 093百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2)小児の慢性疾患等への支援

14, 733百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

7 仕事と家庭の両立支援

《9, 969百万円→9, 780百万円》

(1)改正育児・介護休業法の円滑な施行

4, 861百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進

30百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

407百万円

育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する(育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等)。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置

平成21年度第2次補正予算案(28百万円)において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する(都道府県労働局雇用均等室に計47名)。

(4)事業所内保育施設に対する支援の推進

3, 921百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。

(5)中小企業における次世代育成支援対策の推進

560百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→695百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進

430百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進

265百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)

3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1, 622百万円→1, 380百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、その取組を支援する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→210百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進

147百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的な事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで：15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(2) 良好的な在宅就業環境の確保

63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案の概要

趣 旨

(平成22年1月29日閣議決定、国会提出)

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

概 要

(1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

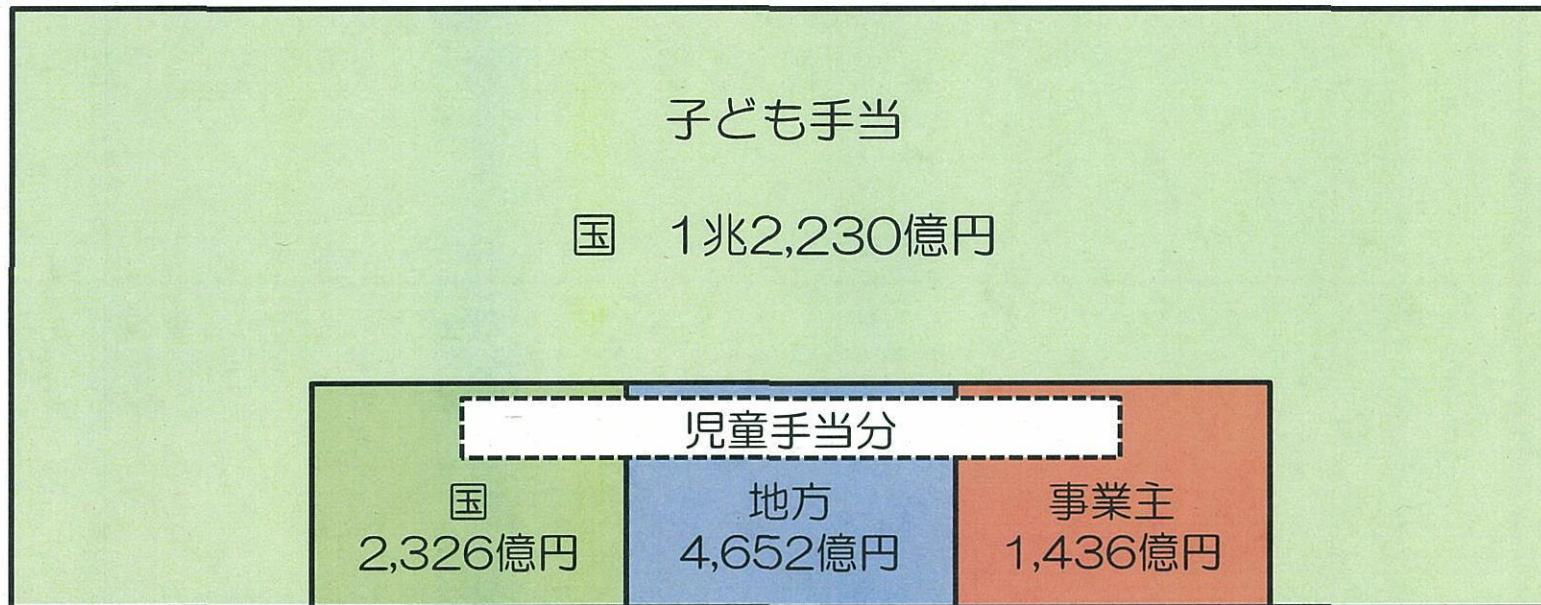
(6) 政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日

平成22年4月1日

子ども手当の創設（平成22年度予算案）

- 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円
 - うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）
 - 事務費：166億円（市町村分164億円）



※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。
(国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円)

※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、
別途、「児童手当及び子ども手当特例交付金」(2,337億円)を措置。

※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算に計上。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする」と。 (第一条関係)

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならないものとすること。 (第一条関係)

第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を「いうもの」とする」と。 (第三条第一項関係)

二 「父」には、母が子どもを懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとすること。 (第三条第二項関係)

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給するものとする。」。

(第四条関係)

- (一) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- (二) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- (三) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とすること。

(第五条関係)

三 認定

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について

て、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとすること。（第六条関係）

四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものとすること。（第七条第一項関係）

(二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十一年三月（同年一月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとすること。（第七条第二項関係）

(三) 子ども手当は、平成二十一年六月及び十月並びに平成二十三年一月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年一月分及び三月分を、それぞれ支払うものとすること。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとすること。（第七条第四項関係）

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとすること。（第八条第一項及び第三項関係）

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする」と。（第九条から第十三条まで関係）

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないものとすること。（第十四条関係）

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとすること。（第十五条関係）

九 公務員に関する特例

公務員については、所屬庁が子ども手当を支給すること。（第十六条関係）

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用（第六の一により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとすること。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとすること。（第十七条第一項及び第二項関係）

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費

用 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとすること。

(第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとすること。（

第十八条第一項関係）

(二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとすること。（第十八条第二項関係）

第六 児童手当法との関係

一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する

部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、この章に定

めるところによるものとすること。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

- (一) 受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。
- (第二十条第一項関係)

- (二) 受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童

手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。 (第二十条第一項関係)

三 平成二十二年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十二年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとすること。 (第二十一条関係)

第七 雜則

一 子ども手当に係る寄附

- (一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとすること。 (第二十三条第一項関係)
- (二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用

しなければならないものとすること。 (第一二十三条第一項関係)

二 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとすること。 (第二十四条から第三十条まで関係)

三 事務の区分

この法律（一及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。 (第三十一条関係)

四 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとすること。 (第三十二条関係)

五 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする」と。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとすること。（第三十

三条関係）

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとすること。ただし、四については公布の日から施行するものとする」と。（附則第一条関係）

二 検討

政府は、子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条関係）

三 経過措置及び関係法律の整備

施行日の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。（附則第三条から第十九条まで関係）

四　三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとすること。
（附則第二十条関係）

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること。

概 要

1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

現行、支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

2. 施行期日等

(1) 施行日

平成22年8月1日

(2) 経過措置等

請求の手続等について所要の経過措置を設ける等する。

児童扶養手当の支払い時期と所要額について

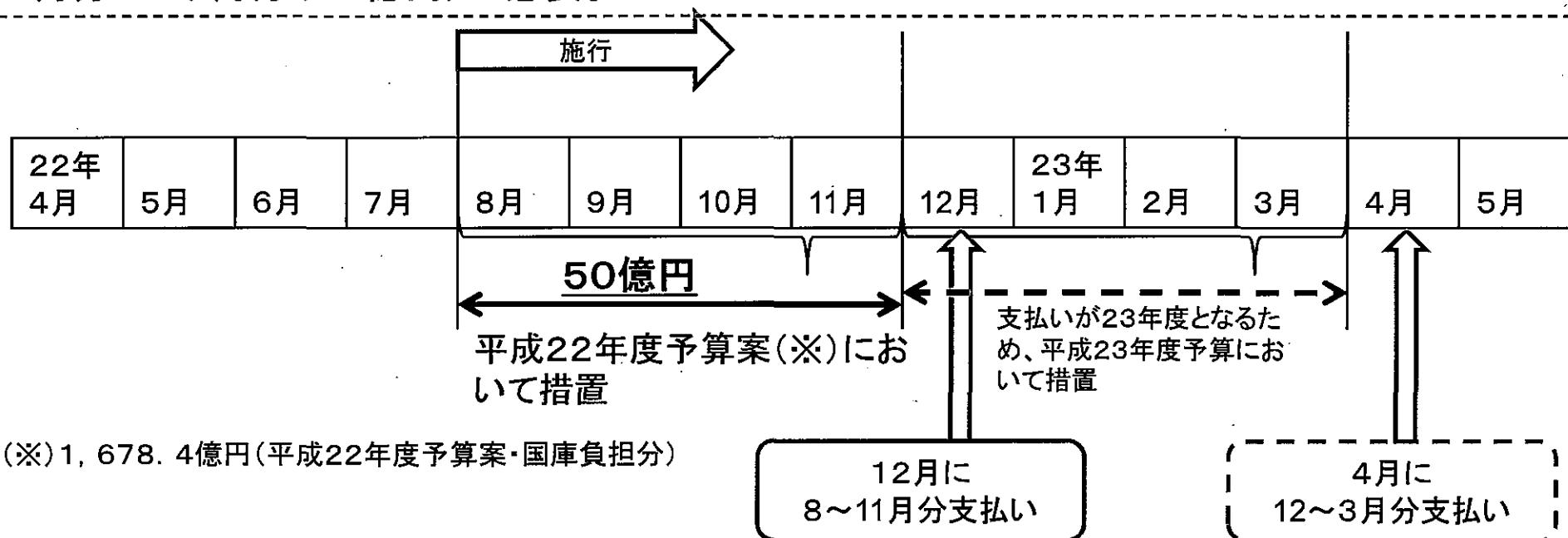
児童扶養手当を父子家庭へ支給した場合の世帯数及び所要額

受給見込み数	父子世帯数※	所要額(12ヶ月分)
約10万世帯	約20万世帯	約150億円(国庫)

※ 平成18年度全国母子世帯等調査等による粗い推計

(注) 父子世帯については、平成18年度母子世帯等調査等を基に母子世帯と同じ要件(所得制限等)で父子家庭にも支給するとした場合の推計

- 児童扶養手当は、8月、12月、4月を支払い期月としており、支払月の前月までの手当を支払う。
- 父子家庭への支給は、平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、8月～11月分の4ヶ月分(50億円)が必要。



児童扶養手当制度の概要(現行)

1. 目的

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母又は養育する者（祖父母等）。

3. 予算額 1,614.6億円（21年度予算・国庫負担分） 1,678.4億円（22年度予算案・国庫負担分。父子も含む）

4. 手当の支給主体及び費用負担

- 昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）

支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3

・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）	平成21年3月末 387人
支給主体……国 費用負担……国 10/10	

5. 手当額（月額）

・児童1人の場合	全部支給 41,720円、一部支給 41,710円から9,850円まで
・児童2人以上の加算額	2人目 5,000円
	3人目以降1人につき 3,000円

6. 所得制限限度額(収入ベース)

・本人	全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
・扶養義務者(6人世帯)	610.0万円

7. 一部支給停止措置(平成20年4月から)

・受給資格者(母のみ)

支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合については、手当の1/2を支給停止する。ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

8. 平成21年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未 婚 の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による遺棄 世帯	その他の世帯 (養育者等)
	離婚	その他					
966,266 (100.0%)	845,543 (87.5%)	1,503 (0.2%)	8,629 (0.9%)	78,245 (8.1%)	2,615 (0.3%)	4,318 (0.4%)	25,413 (2.6%)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給すること。

第二 改正の要点

一 目的

父と生計を同じくしていない児童に加え、母と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当の対象とし、これらの児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (第一条関係)

一 支給要件

母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父を新たに児童扶養手当の支給対象とすること。 (第四条関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き平成二十二年八月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置等

この法律の施行に關し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行ふこと。（附則第二条から第四条まで、第六条及び第七条関係）

三 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

のとする」こと。
（附則第五条関係）